

(電子メール施行)
教体第1388号
令和3年7月30日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた県立学校における対応について

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

については、8月2日以降、引き続き感染防止対策に十分留意しながら、別添「まん延防止等重点措置実施区域指定期間中の教育活動等について」のとおり県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いいたします。

なお、その他の感染防止対策等については「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を参照願います。

(電子メール施行)
教体第1388号
令和3年7月30日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた県立学校における対応について

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、兵庫県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

そのことを踏まえ、8月2日以降の教育活動について、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、別添通知を参照のうえ、市町の感染状況を踏まえて適切な学校運営を行うようお願いいたします。

【別添】

まん延防止等重点措置実施区域指定期間中 (令和3年8月2日～8月31日)の教育活動等について

1 教育活動

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

2 部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- 県外での活動(全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。)は、原則行わない。
ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策参加校に遵守するよう強力に指導すること及び熱中症対策に万全を期するよう改めて要請する。